

全校集会 校長講話 (R4.4.28)

最初にコロナの話をしただけですが、県の方から「高校生の皆さんへ」と題するメッセージが届いております。保護者向けの文書とともに、本日さくら連絡網にてお知らせしますが、いつも注意している内容です。

- ① 本人及び家族に風邪症状がある時は、外出しない（もちろん登校もしない）
- ② マスクは隙間を作らず、常時着用する（列車通学生は注意）
- ③ 換気を徹底する
- ④ （できるだけ子どもと接触しない）

特に1年生は、中学の時と比べ行動範囲が広がり、部活動でも休むと言いにくかったりしますが、かえって迷惑をかけてしまうことになるので注意してください。

さて、今日はこの後、生徒会長のあいさつやクラス委員の任命式がありますので、それにつながる話ということで、始業式で触れられなかった「18歳成年」の話から始めます。

民法が改正され、4月1日より18歳で成年、すなわち大人になることになりました。したがって、3年生の中にはすでに大人の仲間入りをした人がいることになります。このことについては、昨年以來、学校でも機会をとらえて様々な情報を提供してきました。世間では「大人になると危険だよ」みたいな情報が出回っていますが、本来の主旨というのは、

- ① 成年年齢を18歳に引き下げるとは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すことになる
- ② 世界的にも、成年年齢を18歳としている国が多い

といったことからなわけです。ちなみに、OECD（経済協力開発機構）加盟国38か国のうち36の国が成人年齢を18歳と定めています。残りの2か国は韓国が19歳、ニュージーランドが20歳です。

ところで、4月1日生まれの人がいたら手を挙げてください。4月1日生まれの人は、そのクラスの中で最も生まれた日が遅い生徒です。言い換えれば、同じ学年になるのは、4月2日生まれの人から始まり、次の年の4月1日生まれの人までになります。なぜそんな分りにくいことをしているかということ、日本の法律では誕生日の前日に一つ年を取ると決めているからです。

え？どうして？と疑問に思うでしょう。それは、誕生日に一つ年を取ることになると不都合なことが起こってしまうからです。何だかわかりますか？ヒントはオリンピックと関係があります。夏のオリンピックは西暦が4の倍数の年に行われますが、その年の2月は29日まである、いわゆる閏（うるう）年になります。2月29日生まれの人は4年に1回しか誕生日が来ないため、誕生日に閏を1つとると決めると4年に1つしか年を取らず不都合なわけです。そこで日本では、法律で誕生日の前日に一つ年を取ると決めており、そうすると4月1日生まれの人は3月31日まで生まれの人たちと同じ学年に入るというわけです。

先ほど西暦が4の倍数の年は閏年だといいましたが、実は例外があります。

- ① 西暦が100で割り切れる年は閏年にしない
- ② そのうち西暦年数が400で割り切れる年は閏年にする

という例外です。閏年は、地球の自転速度とのずれを修正するための調整が行われる年で、そのずれを極力小さくする必要があります。これは万国共通のルールになります。

18歳成年の話から、いつのまにかカレンダーの話になってしまいましたが、今の話からも分かるように、私たちの生活は全て法律やルールに従って成り立っているということです。日本では、法律

を作るのは国会議員で、それを選ぶのは選挙権を持つ18歳以上の人々になります。

それから、学校生活には、学校が（生徒や保護者の同意なしで）決めている「学則」というものがありますし、「校則」については学校と生徒会が話し合いながらルールを決めています。

今回の民法改正で18歳になれば、親の同意なしで結婚できることになりました。親の同意すら要らないわけですから、結婚を学校が認めないということはできません。いずれは、結婚したカップルが同じ教室にいるということも起こるかもしれません。

その一方で、18歳になった3年生が親の同意なしで学校を退学できるかどうかというと、先ほど話した「学則」という縛りがあるためできません。4月上旬、次のような文書で通知しています。

「18歳となった生徒については法律上の保護者は存在しないこととなります。これを踏まえ、保護者と保護者であった者（子どもが18歳になった場合の父母等）を併せて「保護者等」と表記し、学則や諸規定における従来の「保護者」については、今後「保護者等」と解釈することとします。しがたしまして、退学届などについては、18歳を迎えた生徒であっても、これまで同様、保護者等の同意を得た場合についてのみ受理することとなります。」

なお、学則や校則が法律よりも優先するかどうかは、ケースバイケースです。

最後に、今年7月には参議院選挙が予定されていますが、投票用紙が届いた3年生はぜひ一票を投じてほしいと思います。ちなみに投票所に一番乗りすると、特別な役割を与えられます。それは「ゼロ票確認」という作業で、投票箱の中が空っぽかどうかの確認を依頼されます。

これも法律により、「投票管理者は、選挙人が投票をする前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。」と定められているからです。ちなみに私はこれまで2度、このゼロ票確認をしたことがあります。投票開始の30分くらい前（6時半頃）に行くと、一番乗りできます。ぜひ、やってみてください。

今日は18歳成年とその周辺の話でした。終わります。(2237字)